



優先整備路線一覧（都施行〔区部〕）

| NO. | 路線名 | 区間 | 所在区 | 延長(m) |
|------|---------|-----------------------|------|-------|
| 都-6 | 放射 21号線 | 補助1~補助3 | 港 | 890 |
| 都-13 | 環状 3号線 | 環状2~放射20 | 中央・港 | 2,340 |
| 都-14 | 環状 4号線 | 放射19~放射3 | 港 | 1,420 |
| 都-26 | 補助 4号線 | 補助2~六本木五丁目（六本木五丁目交差点） | 港 | 820 |
| 都-27 | 補助 11号線 | 港）白金二丁目~環状4付近 | 港・渋谷 | 930 |

優先整備路線一覧（区施行）

| NO. | 路線名 | 区間 | 所在区 | 延長(m) |
|-----|--------|----------------------|-----|-------|
| 区-1 | 補助7号線 | 補助10~環状4 | 港 | 260 |
| 区-2 | 補助14号線 | 高輪三丁目（高輪警察署前交差点）~環状4 | 港 | 340 |
| 区-3 | 補助14号線 | 環状4~高輪四丁目（柘榴坂上） | 港 | 310 |
| 区-4 | 補助23号線 | 補助5~放射4 | 港 | 490 |

今回選定した優先整備路線以外についても、以下のような場合には、事業化に向けた検討を進め、順次事業化を図っていきます。

- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備や、区画整理・再開発等の面的整備、団地建替え、大規模な開発などまちづくりが具体化した場合
- 周辺道路や前後区間の事業の進捗状況により、事業化する必要性が生じた場合
- 連続立体交差事業が具体化した場合
- 新たな都市計画決定（変更）を行った場合 など

凡例

- 都施行路線 (Blue line)
- 区市町施行路線 (Pink line)
- その他施行路線 (Green line)
- 自動車専用道路 (Green line with double yellow)
- JR・私鉄 (Black line with square markers)